



生きている時間

弁護士 渥美 玲子

私の幼い時の愛読書に「少女バレアナ」というのがあります。これはアメリカの女性作家の書いたもので、数年前、テレビのアニメにもなりました。叔母のバレエは、養女にきたばかりのバレアナに、一日の日課を与えます。『午前中はピアノのレッスン、フランス語の勉強、お昼からは料理と裁縫…』等等、次から次へと課題を言います。しかし、バレアナは悲しそうに叫ぶのです。「まあ、おばさま、それでは生きている時間がなくなってしまうわ」。

今の私たちに、本当に生きている時間があるのでしょうか。

文学や音楽にふれ人間の魂の気高さにうち震える時間、自然の中に身を置いて自然の豊かさ、美しさに感動する時間、友と語らい熱き友情に感謝する時間、夫と人生を語り愛を確かめあう時間、子供の悩みを受けとめて子供と共にすごす時間、人間の社会はどうあるべきかを考えてみる時間、そして独りになって自分自身を見つめる時間…こういう、『人間が人間として生きる時間』があるのでしょうか。残念ながら、日本人、特に日本の労働者にはほとんどないのではないのでしょうか。

政府のまやかしの統計によっても、日本の労働者は先進国のそれに比べて、年間、300～400時間も働いている、有給も病休すらまともにとれない。女性では生休、産休、育休もきちんととれない。毎日が、その日の労働と当面の課題に追われ疲れている。そして、毎日をお茶をにごして生きてゆくことに自分自身が傷ついてゆく…そんな風ではないかと思うのです。日本人の勤勉さとは、自體性のなさの裏返しかもしれません。

労働時間短縮の要求は、人間性回復の要求だと思います。それは「労働者」という枠をこえた大きな要求になるでしょう。

(あつみ れいこ 南部法律事務所、当研究所所員)

ナショナルセンター（NC）の 確立をめざして — 講師活動の経験から —

愛知学習協 海 保 孝

日本の労働者、国民はその組織態勢上、今日の瞬間において重大な事態のなかにあります—というのは「多少なりともましなNC」をもっていないからです。以下、このことの意味について所見をのべます。素材は小生のささやかな「講師活動」の経験を手がかりとしています。視点は「講師活動上の留意点」といったようなところです。

なお、ここであえて労働者、国民としたのは、そのようにつかむことが適切だと思うからです。また、「多少なりとも…」としたのは、かつて一時期の「総評」を念頭においてのことです。

1、日本の労働者、国民は、日経連や経団連が日本独占資本のNCなのだ！—ということ、どれほどの深さで意識しているのでしょうか。独占資本が強まれば、労働組合のNCの問題が重要になる—ということは、私たちの常識に属しますが、もう一方で独占資本のNCも強化されるのだ—ということが強調されねばならないと思います。

同じことがらでも、情勢の変化に対応した位置づけが必要なのです。

2、では、独占資本のNCの役割とはどんなものなのでしょうか。それは一方では政治のしくみを通して搾取、支配

を強めることは当然ですが、一方ではそれがもたらすさまざまな、彼らにとっての障害を最小限にとどめるためにも、その重要な一つとして労働組合のNCへの対策を画策することです。

3、こうして今日、日本独占資本は、自らの強固なNCをもっているだけでなく、自らの「別動隊ともいえるような労働組合のNC」をもっています。にもかかわらず、労働者、国民の側は「多少なりともましな労働組合のNC」すらもっていない—ここに今日の事態の重大性の一つがあります。このことは三宅島、沖縄、消費税、牛肉・オレンジ、教育六法案、拘禁二法などをめぐる「現存NC」の動きをみても明かです。

4、それにしても、客観情勢の重大さに比して、この問題における主体的態勢には、一般労働者にひきつけてみるならば、依然として多くの課題が累積されています。ここであえて累積というのは、一般の労働者、国民にとって、この問題は経過的にみても、まったくわかりにくい性質をもっているからです。

原因は、いろいろあるわけですが、ことがらを労働組合のありように限つ

てみても、日本の労働者の労働組合にたいする、既成感覚のなかの消極的側面を急速に克服することが求められています。もちろんそれは主として企業別労働組合という問題に関連しています。

しかしそれを企業意識というコトバで一括するのではなく、なぜ企業意識がひろがるのか、それはどこにどういうかたちで呼吸しているのか、それにとらわれている結果、労働者のくらしはどうなっているのか…といったことを事実と経験にもとづいて、一人ひとりの労働者につかんでもらうことが大切です。そして、そのことと結びつけて、真のNCをめざす労働組合のあり方や経験を示唆、提起したいと思います。

しかしこれはなかなかの難題をともなっているようです。一つは企業意識がある程度でも克服されるまで、真のNCの確立を待つわけにはいかないからです。二つには企業意識がどうあると、それを削減するもっとも手っ

りばよい方法としての、各種、各様の大型共同闘争をとりくまねばならないからです。しかも、三つには企業意識は梅雨のように、じっとりとくらしのなかにしみこんでいるからです。

5、このことは「三原則」にもとづく労働組合と労働組合のNCの確立の課題が、そのこと自体、労働者、国民の国民的闘争課題の重要な一分野であり、戦略的組織課題なのであり、思想・文化の問題としても重要な意味をもっているということを示しています。

独占資本はできればNCそのものをつぶしたい。しかしそれはほとんど不可能だ。とすればてきる限り「三原則から離れたNC」にしたいのです。いま真のNCの出現を最も恐れ、最も注目しているのは、他ならぬ日米独占資本でありましょう。

(かいほ たかし 愛知学習協会長、
当研究所理事・所員)

第2回 調査政策学校

8月26日午後1時～27日正午
犬山市・臨江館(犬山遊園下車)

第1講義 労働運動と調査活動

中央大学教授 江口 英一

第2講義 調査活動のすすめかた

日本福祉大学教授 森 靖雄

第3講義 「調査」結果をどう活用するか

日本福祉大学助教授 長沢 孝司

第4講義 職場の健康問題調査をどうすすめるか

名古屋大学教授 山田 信也

募集人員：50人(先着順)

参加費

15,000円 申込：愛知労働問題研究所

第47回労働問題研究会 (5月21日)

報告者は、労働問題研究所員・浅生さん

東海銀行・ABCさん

最初に浅生さんから「均等法」以後の政府・独占の婦人労働政策の特徴について」と題する報告がなされた。

均等法の施行と労基法の母性保護規定が改悪されることによって、国家による婦人労働力の「保護抜き平等＝戦力化」が制度化されM字型雇用の再編が推進されている。

こうした動きは、第1に大企業の敏速な対応に現われている。例えば87年3月に発表された全労協の調査報告によると男女別の募集・採用、コース別採用の実施、工業的事業所の女子の時間外規制廃止についての対応などいずれも企業規模が大きくなるほど労基法以後の対応が速やかである。

第2に、女子労働力を戦力として積極的に活用しようと動きが強まっている。その内容としては、一つは能力主義的人事管理によるもの、もう一つはパートや派遣という不安定雇用労働者の活用によるものがある。前者の例としてまず「コース別管理」がある。これは、転居を伴う転勤、幹部コースの管理系統の仕事に就くことなどの可否を条件に総合職、専門職、一般職などに従業員を振り分け、コース毎に雇用管理を行うもので、各コースへの応募は

本人の自由な選択という建前になっているが、家族を抱えて遠隔地への転勤が不可能な婦人労働者は、一般職を選択せざるをえず、結果的に総合職（専門職）＝男性および少数の女性、一般職＝大多数の女性となっている。他には、既存女子労働者活用のため補助職から基幹職に変えたり、中間に新職系を設けて補助職から移す「職掌転換制度」や、情報技術者などの専門職女子労働者の確保を目的とした「再雇用制度」を採用する企業が出てきている。例えば、後者の例を三菱銀行で見よう。パートタイマー・フルタイマー・行員の3コースに分れ、退職時の資格要件（退職事由、勤続年数、勤務評価など）を充たす女性が、まず、三菱銀行の人材派遣会社DSS（ダイヤモンド・スタッフ・サービス）のパートとなり、その後フルタイマーを経て行員となることができる。コースをかわるには退職時の勤務評価が標準以上であることに加えて上司の推薦や人事部面接がある。パートや派遣などの活用も積極的に行われている。例えば、東京海上火災保険では、女子正社員の数を4600人(82年)から3700人(87年)に減らす一方でパートを82年より採用し始め、84年

には自ら東海キャリアサービスという派遣会社を設立し、87年には1300人のパートを採用するに至っている。

こうした企業の動きに対応しながら、行政の側では婦人労働力の「保護抜き戦力化」とM字型雇用の推進が積極的に行われている。例えば、均等法第24条（再就職の援助）、第25条（再雇用特別措置の普及等）の規定—「妊娠、出産又は育児を理由として退職」した女子についての再雇用規定—を根拠として、1986年4月より「女子再雇用促進給付金」が創設され、再雇用特別措置の内容を充たす女子再雇用を実施する企業に対し給付金（再雇用者一人当たり中小企業30万円、大企業20万円）を支給することとなった。

続いて東海銀行の三人の方から最近の職場の状況、コース別人事制度、時間外労働、労基法改悪後の変化などについて報告をいただいた。

最近の特徴として、まず経営環境の悪化があらゆる機会を通じて強調されている。そして、既にこの5年間で約2000人減らされたが、一人当たり収益を上げるために63年度人員計画でさらに500人の人減らしが予定されている。同時に業務の機械化が急速に進んでおり、振込もかつてのように窓口で取り扱うのではなく、お客自身が振込機で行うようになってきている。行員の数が減ってきているため一人当たりの労働密度は高くなった。例えば、あるテラーが受け付けた仕事は最後まで一人で処

理するようになってきており、かつてのように後ろへ回して何人かでチェックしない。それだけに一層神経を使う。

コース別人事制度は、87年1月から導入された。前年の秋に職場でこのコース別人事制度について話し合い、これによって男女差別を固定化させては女性の地位向上がはかれないという考えにまとめ、その結果何人かの女性が進んで総合職を選択した。総合職の給与は本人給部分と能力給部分からなっており、能力給は自己申告と支店長との面接によって査定が毎年行われる。

時間外労働は、銀行の場合よく知られているようにサービス労働として行われることが多い。外勤の行員では7:30a.m.に出勤し昼は15分くらいで食事を済ませ夜遅く迄労働しても時間外の申請はごく一部分出すだけである。実際の時間を申請すれば、残業が多すぎるから減らせという回覧が名前入で行内を回されるので、出世を夢見ている行員はどうしても控えめの申請をすることになる。

労基法との関連で注意する必要があることとして「早帰り日」「早帰り週間」がある。組合の指示で該当日・該当週は仕事が残っていても5時に帰ることになっており、これは変形労働時間制の先取りではないかと思われる。

討論では、コース別人事は性差別の固定化を図るだけでなく正社員をパートに切り替えて行く挺子に利用されているという指摘など、女性の出席者から活発な発言が相次いだ。（渡辺）

研究会の案内

<定例研究会>

第49回 7月16日(土) 午後1時

名古屋市婦人会館

テーマ 輸入の自由化のもとで
愛知の農業・食糧は
どうなるか

報告者 愛知の農業・食糧をまもる
たたかい

加藤 徳一

(全農林東海農政局分会)

輸入自由化と愛知の農業への
影響

竹谷 裕之

(名古屋大学農学部)

そのこの定例研究会は

9月17日(消費税問題を予定)

10月15日 11月19日

12月10日 いずれも土曜日午後

研究部会の報告

…………… 婦人労働研究部会

第5回研究会を6月11日(土)に、
民間大企業の婦人労働者から職場の実態
や運動について報告をいただき、それを
うけて全体で討議しました。

今後は、5回の研究会をふまえて「不
人労働部会研究計画」をたてていくこと
にしています。

次回(第6回)は、

8月 1日(月) 午後6時半から

名古屋市婦人会館

「婦人労働部会研究計画」について

なお、10月から学習協主催の特別講
座『現代の働く婦人』(4回)の講師に
婦人労働研究部会のメンバーがあたりま
す。

・ 7 月 の 予 定 ・

<統一労組懇>

8日 労組法全面改悪反対大学集
会 p6:00 市婦人会館

9日 高齢者集会 p1:00

市婦人会館

20日 第5回全国代表者会議

(8月19-21日 年次総会
議案など)

29日 単産・地域代表者会議

p6:00 市婦人会館

<大間税をやめさせる会>

7日 名古屋市長にむけ「消費税」反対
要請行動 A10:00

13日 新大型間接税学習会 P6:30

講師 上田 耕一郎

(日本共産党副委員長)

15日 新大型間接税反対主要ターミナ
ル宣伝行動

<革新市政の会>

20日 「政策大綱」討論集会

p6:30 勤労会館小ホール

…………… 運動史研究部会

第5回研究会を、6月14日(火)に斉藤勇先生(愛知大)をむかえ、「運動史研究にあたって」と題して、先生のこれまでの研究の状況と問題意識をお話いただきました。

こんごは、5回の研究会をふまえて研究計画を検討していきます。

~~~~~  
新所員紹介

こんどあらたに所員として、名古屋法律事務所の仲松正人弁護士にくわわっていただきました。

研究所の所員は、大木一訓所長以下22名の体制となりました。

毎月、定例研究会のあと(原則として、第3土曜日よる)所員会議をひらいています。

愛知労働問題研究所

……………  
創立1周年記念事業として

……………  
9月25日(日)午後2時から

記念講演の会 と 会員懇親会

を計画しています。詳細がきまりしだいおしらせいたします。ご予約ください。

~~~~~  
・職場の健康問題研究会・
~~~~~

6月25日(土)、「職場の健康問題研究会」が正式に発足しました。

研究会は、「結成のよびかけ」「運営要綱」「研究計画」について確認をし、とりあえず世話人として山田信也(名大)、水野幹男(弁護士)大木一訓(福祉大)の3氏を確認しました。代表世話人は山田信也さんにおねがいしました。

ひきつづき第1回研究会をひらき「急性死」問題を取りあげ、名高教がとりくんだ事例を中心に組合、医師、弁護士から報告をうけ論議をおこないました。

第2回研究会……………

9月 3日(土)午後1時半から  
名古屋市婦人会館(予定)  
テーマ 「急性死」「過労死」

さいきんの「急性死」の事例を数件(民間、公務)とりあげながら、労災認定基準と医学的要因をそれぞれ専門家(弁護士、医師、研究者)から報告していただき議論する予定。

研究会の「会員」となってください

会費は、個人年1口1,200円以上、団体年1口6,000円以上。2ヶ月に1回研究会を予定。問い合わせ・申し込みは愛知労働問題研究所・佐々木まで

## 愛知の労働運動・・・1988年 5月

- 1日 第59回メーデー、県下28会場で開催。県中央メーデーには約12万人（主催者発表）
- 2～5日 「愛知と三宅島をむすぶ平和の船の旅」約900人が参加  
※3日三宅島で、1,500にがあたりつまつり憲法集会
- 3日 「憲法施行41周年市民のつどい」(愛知憲法会議)に1,200人  
※愛労評などが栄で街頭宣伝
- 7日 豊橋でSSDⅢの成功と核廃絶を訴え大型草の根コンサート
- 10日 愛知職自連が総会、第3回黒書運動などを提起
- 15日 愛知郵政あり方懇、第5回総会・第2回なごや平和まつり→ざんねんながら雨で中止
- 17日 教育6法阻止5.17中央集会へ愛知から200人が参加  
・「名古屋駅をよくする会」JR東海へ3,700人分の署名を添えて要望→JRは受け取り拒否
- 19日 「中京女子大不当処分撤回闘争を支援する会」が総会
- 21日 よみがえれ! 堀川と、名古屋「堀割柳川物語」上映実行委がゴムボートで川下り
- 24日 健康といのちを守る県実行委員会が県と国保滞納者への制裁措置をとらないよう申し入れ
- 30日 県原水協などが「平和の波」成功にむけ『記念講演の夕べ』世界平和評議会評議員の立木洋さんが講演、150人が参加

## 愛知の政治経済・・・1988年 5月

- 9日 中経連、63年度の事業方針内定「本格的な国際化・高度技術化時代に対応できる活力ある中部」をめざし、新たに「技術委員会」「首都問題研究会」「リゾート特別委員会」を設置。
- 12日 トヨタグループ6社、前3月期決算を発表、合理化効果が寄与し、全社とも2けた増益確保、アイシン精機、豊田自動織機は過去最高の売上高を記録。
- 19日 大隈鉄工所、欧州地域での工作機械の現地生産へむけ具体的検討に着手、昨年2月の米国現地法人設立につぐ国際化戦略の一環。
- 24日 愛知県、3月の勤労統計地方調査まとめる、3月の総実労働時間は全産業平均で183時間（前年同月比4.7%増加）、所定外労働時間は18.3時間（同12.6%増）製造業の所定外労働時間は25.7時間で前年同月比25.8%増と大幅増加。
- 24日 名古屋国税局、管内東海4県下の資本金1億円以上の企業の62年度分申告所得状況をまとめる、黒字法人は過去最高の74.5%、証券、金融、住宅関連企業の伸び目だつ。
- 26日 トヨタのケンタッキー工場で第1号車完成。7月から量産に入り、今秋から米国トヨタの販売網を通じ販売を始める、フル生産時には年産20万台となる。